

～『就業実態変更届』を提出するときは以下の点にご注意ください～

1. 届け出には就業実態に応じた「業種・職種を確認する書類」が必要です。
具体的な提出書類は、支部窓口にある「提出書類の判定表」をご覧ください。
2. 業種・職種は支部窓口にある「業種と主な職種一覧表」をご覧ください。
3. 「提出書類の判定表」に記載されている書類以外にも以下に該当する場合は、別途提出書類が必要です。
 - ・ 事業所の解散や事業廃止により厚生年金の適用対象から外れた場合は、厚生年金適用事業所『全喪届』と『資格喪失確認通知書』、『登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)』または『破産手続開始決定通知』の写しが必要です。
 - ・ 退職により厚生年金の適用対象から外れた場合は、厚生年金保険『資格喪失確認通知書』が必要です。
【注】東京都以外にお住まいの方(健康保険の適用除外承認を受けている方を除く)は、都内の事業所で従事していることを証明する『事業所従事者証明書』も必要です。
 - ・ 所得一定額以下区分の申請には、『住民税課税証明書』、『住民税非課税証明書』、『納税通知書』いずれかの写しが必要です。
 - ・ 事業主名の変更は、「②事業所・働き先の変更」欄に記入して『登記簿謄本』、『事業所関係変更届』等を提出してください。
【注】事業所名称・事業所所在地変更の場合は、就業実態変更届は不要です。
事業所名称・所在地を変更したことが確認できる書類(年金事務所の受付印のある『適用事業所名称・所在地変更(訂正)届』または『登記簿謄本』の写し)を提出してください。